

会津美里町教育委員会事務管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和36年法律第162号)第27条の規定に基づき、会津美里町教育委員会(以下「教育委員会」という。)がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について行う点検及び評価(以下「点検及び評価」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、前年度における教育委員会の活動状況及び教育委員会が定めた重点施策とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 教育委員会事務局は、点検及び評価に資するため必要な資料を整理するものとする。

2 点検及び評価は、前項の資料に基づき、学識経験者の意見を聴取したうえで、教育委員会において行う。

(点検及び評価における有識者)

第4条 前条に掲げる学識経験者の意見を聴取するため点検及び評価に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)を置く。

2 有識者会議は、教育に関する有識者で教育行政について客観的に意見を述べることができる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 有識者会議は3名で構成し、次に掲げる事項について教育委員会に意見を述べるものとする。

- (1) 教育委員会が実施する点検及び評価
- (2) 点検及び評価の方法、公表及び報告書に関すること。
- (3) その他、点検及び評価に関する事項

(点検及び評価の公表)

第5条 教育委員会は、点検及び評価を行った場合は、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の報告書を議会に提出するとともに、町ホームページにて公表するものとする。

(庶務)

第6条 点検及び評価に関する庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。